

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

第3次群馬県犯罪被害者等基本計画（平成29年度～令和3年度）の計画期間が今年度末に終了するため、本県における犯罪被害者等支援の現状を踏まえ、今後に向けた基本的な方向性や県の取組等を整理・体系化した計画として、総合的かつ計画的に支援施策を推進できるよう、「第4次群馬県犯罪被害者等基本計画」を策定しました。

2 計画の目標

県民一人ひとりが犯罪^{*1}等により被害を被った人及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の置かれている状況を理解し、その尊厳を重んじるとともに、県をはじめとする関係機関が犯罪被害者等支援施策を途切れることなく、円滑かつ的確に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益が保護され、県民の誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

3 計画の位置付け

- (1) 「犯罪被害者等基本法（平成17年4月施行）」及び「(国) 第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定：5カ年計画）」並びに「群馬県犯罪被害者等支援条例^{*2}」を踏まえた計画
- (2) 「新・群馬県総合計画」及び「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別計画
- (3) 「第3次群馬県犯罪被害者等基本計画」の後継計画

※犯罪被害者等基本法（第5条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

4 犯罪被害の現状等

本県の過去10年の刑法犯認知件数を見ると減少傾向が続いており、平成24年には20,330件であったところ、令和3年には9,079件と約5割の水準まで減少しています。

ストーカー事案については、平成25年をピークに令和元年まで減少が続いていましたが、令和2年は増加に転じ、令和3年に再び減少、配偶者からの暴力事案についても、平成26年をピークに平成30年まで減少が続いていましたが、令和元年から増加に転じたものの令和3年に再び減少しています。また、児童虐待事案については平成23年から増加しつづけ、令和2年は平成23年の4倍の検挙件数となりましたが、令和3年は減少に転じています。

*1犯罪：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為のこと。（犯罪被害者等基本法第2条第1項）

*2群馬県犯罪被害者等支援条例：犯罪被害者が、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供し、社会全体で支えていくことを目指した条例

性暴力・性犯罪の被害については、被害者が羞恥心や自責の念、今後の生活への不安など様々な理由から被害の申告をためらう傾向にあり、被害が潜在化しやすいこと、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがある子ども等、すべての犯罪被害において、被害者は生命、身体、財産上の直接的な被害のほか、事件による精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職・転職などによる経済的な困窮、捜査や裁判の過程における精神的苦痛、周囲の人々の配慮に欠けた対応によるストレスなどの「二次被害」に苦しめられている現状があります。

5 第3次基本計画の評価

県では、平成29年3月に策定した「第3次群馬県犯罪被害者等基本計画」に基づき、5つの重点課題について88施策（※取組数126）を実施しました。

平成29年度から令和3年度の計画期間内における各施策の取組状況について、各施策所管課が自己評価を行ったところ、下記の結果となりました。

評 価	取組数	割合
A（十分推進している）	86	68.2%
B（概ね推進しているが改善の余地がある）	35	27.8%
C（ある程度進んでいるが改善の必要がある又は評価不能）	5	4.0%
合 計	126※	100.0%

※複数所属において1つの施策を実施・評価する場合があるため、施策数と取組数は一致しません

上記のとおり、一部、評価の低い施策もありましたが、A又はB評価の合計が121（96.0%）となり、全体的に見ると各施策が概ね順調に推進されました。

令和3年3月には、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して「群馬県犯罪被害者等支援条例」を制定できたことが大きな成果として挙げられます。

課題としては、県民の犯罪被害者等への理解や支援の関心は十分とはいえないため、一層の広報啓発を実施する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近時のデジタル化の進展等により社会生活は大きな変化を遂げています。犯罪被害者等に対する支援は、こうした社会生活の変化に対応しつつ、より一層の支援体制整備等、施策の充実を図ることが求められています。

6 基本方針及び重点課題

本計画では、犯罪被害者等の支援に関する政策目的を明確にするため、3つの基本方針を定めます。

また、国の第4次犯罪被害者等基本計画との整合性を図るため、5つの重点課題の下に施策を分類し、本県の状況に応じた施策を実施及び検討していきます。

1. 3つの基本方針

- 基本方針Ⅰ 身体的・精神的被害及び生活基盤の回復、権利行使への取組の推進
- 基本方針Ⅱ 支援体制整備への取組の推進
- 基本方針Ⅲ 犯罪被害者等を支えるための社会気運醸成への取組の推進

2. 5つの重点課題

- 重点課題1 損害回復・経済的支援等への取組
- 重点課題2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 重点課題3 刑事手続への関与拡充への取組
- 重点課題4 支援等のための体制整備への取組
- 重点課題5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

7 計画期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までとします。

ただし、計画期間内であっても、国の動向や社会情勢等の変化を踏まえて随時、見直しを行うものとします。

8 目標達成のための指標

犯罪被害者等支援を行う上で、計画的に支援体制整備を推進することが重要であることから、第3次基本計画からは体制整備に係る目標指標を新たに設定しています。

指 標	第3次計画策定時 (平成28年度)	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)
(1) 犯罪被害者支援センターの認知度 (注1)	—	5.3%	100%
(2) 県性暴力被害者サポートセンターの認知度 (注1)	—	3.5%	80%
(3) DV等の被害者のための制度や相談窓口を知っている人の割合 (注1)	79.4%	62.8%	100%
(4) 配偶者暴力相談支援センターの設置数	5箇所	7箇所	12箇所
(5) 市町村における犯罪被害者支援を目的とした条例等の制定	—	1町	12市町村

(注1) 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」による

9 計画の推進体制

計画内容は、犯罪被害者等支援施策が日常生活全般に関わり、その支援内容も広範囲にわたっていることから、県では、国の関係機関、市町村、関係団体、企業・事業所や地域などと連携し、次の体制により計画を推進します。

(1) 群馬県犯罪被害者等支援推進協議会における連携

行政機関、警察、関係機関・団体とが、犯罪被害者等に対する支援や再被害防止対策が効果的に推進されるよう、必要事項を協議するとともに、相互に連携協力を図ります。(※群馬県犯罪被害者等支援推進協議会会員名簿は52ページ参照)

(2) 国の司法関係機関等との連携

前橋地方検察庁、前橋保護観察所、裁判所や日本司法支援センター群馬地方事務

所（法テラス）等と連携を図りながら支援に努めます。また、必要に応じ、他の国の機関との連携を図ります。

(3) 市町村との連携

市町村担当者に対する会議・研修会の開催や犯罪被害者等支援に関する各種情報等を提供し、市町村と緊密な連携を図るとともに市町村が行う取組を支援します。

(4) 民間被害者支援団体等との連携及び活動支援

民間被害者支援団体等が果たす役割が重要であることから、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された団体等と連携を図り、支援施策に取り組みます。

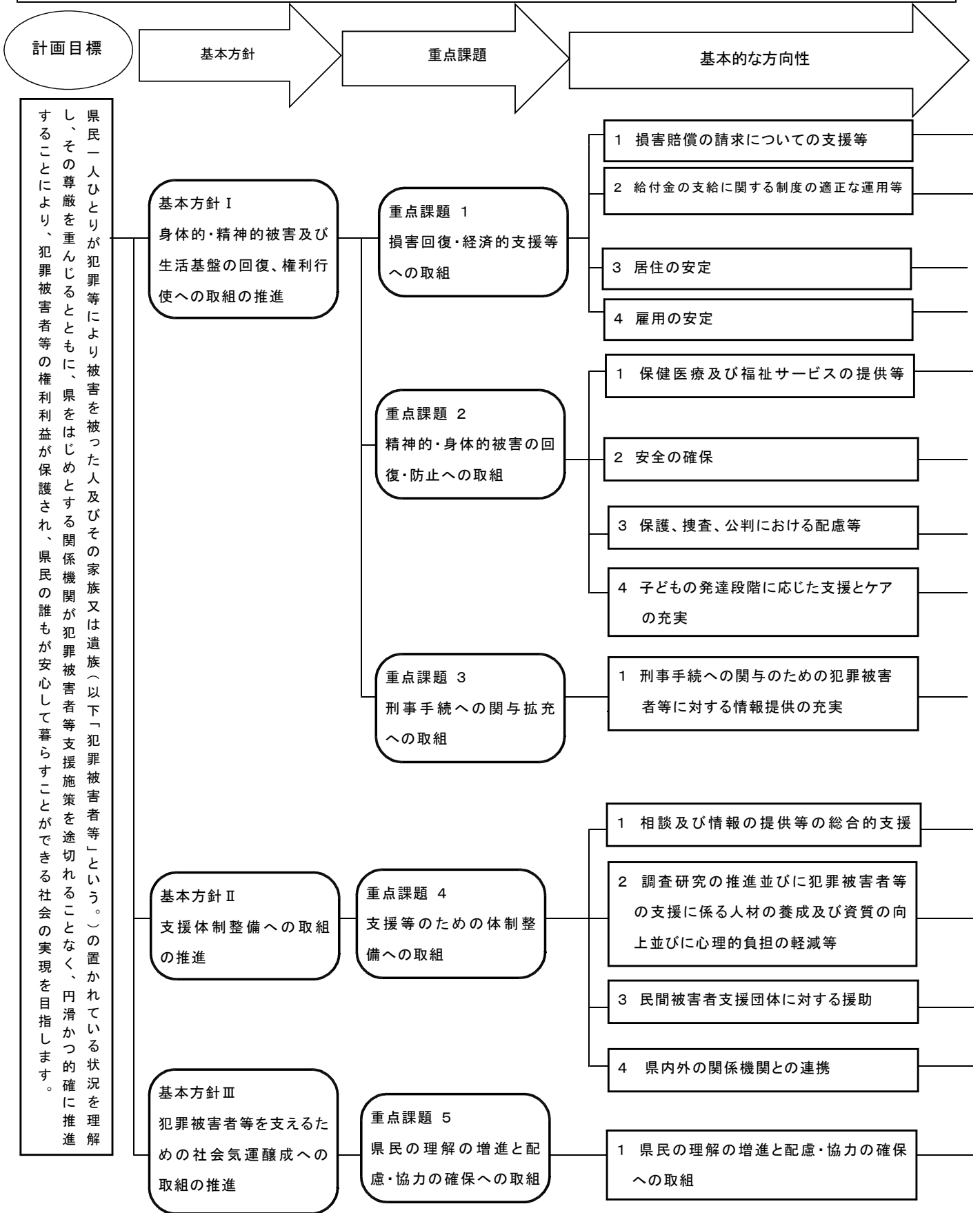
(5) 県民及び報道機関、企業等に対する理解の促進

広報啓発活動を通じ、犯罪被害者等に対する県民意識の醸成を図るほか、報道機関や企業等を対象として、二次被害防止等への理解を促進します。

(6) 施策の透明性及び検証

県及び警察本部のホームページ等により、支援施策の情報提供を行うとともに、施策の推進に当たっては、検証を行い取組を進めます。

10 施策の体系図



主な県の取組

・損害賠償請求制度の周知 ・広報啓発による各種支援制度の周知 ・相談窓口に関する情報提供
 ・民事法律扶助制度に関する情報提供 ・暴力団犯罪による被害回復への支援

・給付金の支給に関する制度の適正な運用 ・海外における犯罪被害者等に対する経済的支援 ・その他の公費支出の適正な運用
 ・交通遺児等への支援制度の情報提供 ・暴力団犯罪被害者への支援制度の情報提供 ・見舞金制度の導入を希望する市町村に対する協力

・県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮 ・民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 ・DV被害女性等に対する一時保護

・雇用主等への周知・啓発 ・各種就労支援

・精神保健福祉相談 ・救急医療体制の確保 ・生活支援 ・児童生徒の健全育成 ・各種子育て支援 ・ひとり親家庭自立支援
 ・障害者に対する経済的支援・福祉サービスの提供 ・聴覚及び言語障害者の安全確保 ・高齢者虐待への対応 等

・DV被害女性等に対する一時保護 ・児童相談所一時保護所等の運営 ・児童虐待防止 ・児童虐待への対応
 ・被害者連絡制度による適切な情報提供 ・再被害防止措置の推進 ・暴力団等からの被害防止

・女性警察官等の効果的な活用 ・ビデオリンク等の保護措置の周知 ・警察施設における環境改善
 ・外国籍犯罪被害者等への対応 ・カウンセリング体制の充実 ・被害児童からの事情聴取における配慮

・虐待を受けた子どもへの支援 ・スクールカウンセラーの活用

・「被害者の手引」の活用 ・各種刑事手続における適切な説明、情報提供等 ・被害者連絡制度による適切な情報提供
 ・検視及び司法解剖時における適切な説明 ・交通事故捜査体制の強化等

・犯罪被害者等支援総合窓口による情報提供等 ・相談支援体制の充実強化 ・県性暴力被害者サポートセンターの体制強化
 ・各種広報啓発資料の作成・配布 ・DV被害者等に対する情報提供、相談支援 ・児童虐待への的確な対応 ・少年被害者相談
 ・高齢者虐待への的確な対応 ・障害を理由とする差別相談の実施 ・インターネット上の誹謗中傷に関する相談体制の充実 ・医療機関における情報提供 ・無料交通事故相談の実施 ・公立学校における関係機関との情報の共有 ・スクールカウンセラーの活用
 ・指定被害者支援要員制度の適正な運用 ・市町村における適切な情報提供及び各警察署等との連携の促進 ・少年サポートセンターによる支援 ・暴力団による被害の相談支援 ・市町村における犯罪被害者等支援条例の制定に関する協力 等

・犯罪被害者等の支援に携わるボランティア等の養成 ・一時保護所の職員研修 ・教職員研修の充実 ・犯罪被害者等支援に関わる県職員の資質の向上 ・犯罪被害者等支援に従事する者に対する支援 ・市町村間の連携・協力の促進 等

・民間被害者支援団体等への支援の充実及び連携・協力関係の強化 ・交通遺児支援団体への支援等
 ・犯罪被害者等の援助を行う民間団体の活動への支援等

・犯罪被害者等の居住地の自治体及び民間支援団体との連携

・児童生徒への道徳教育 ・学校教育における人権教育の推進 ・社会教育における人権教育事業の活用
 ・特定期間内における集中的な広報啓発の実施 ・インターネット上の誹謗中傷等に関する広報啓発活動の強化と県民のインターネットリテラシーの向上 ・中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等 ・犯罪発生状況の情報提供 等